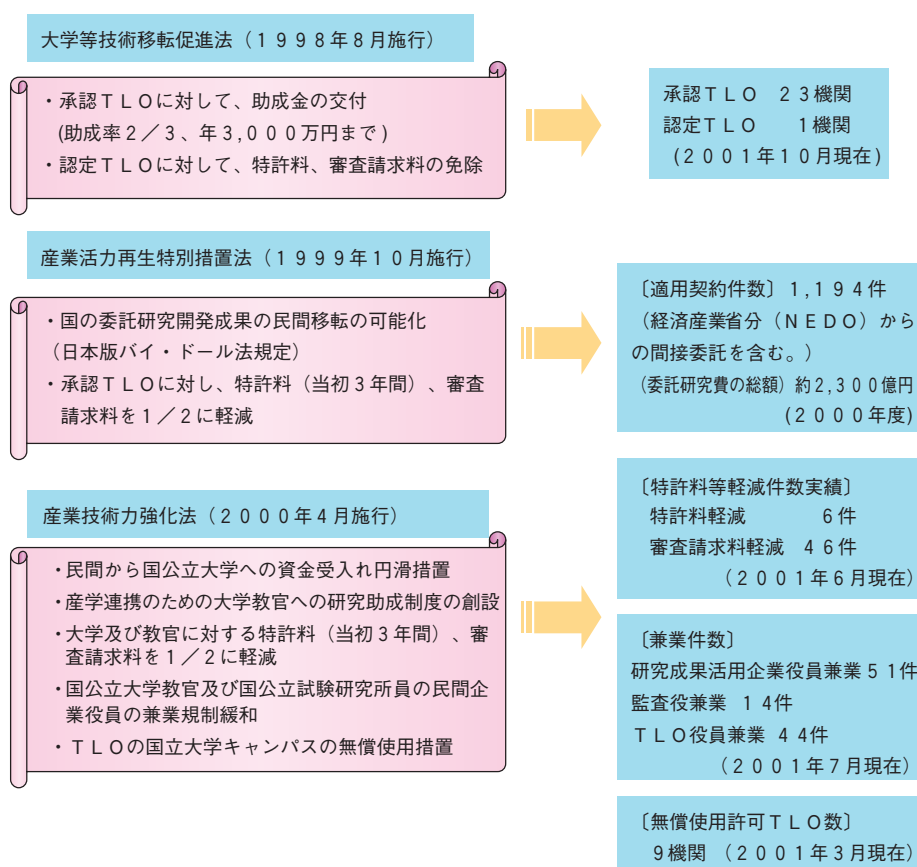


2

産学連携の促進を図るための支援措置の現状と課題

大学において旺盛な研究活動が行われ、その結果、多くの研究成果が生み出され、それが適切に特許化されることにより、民間への技術移転あるいは大学発ベンチャーの創出が生じ、新技術に基づく新規産業の創出・新規需要の掘り起こしが達成される。同時に大学は民間からのライセンス料収入により、次の研究資金を確保するという知的創造サイクルが実現することになる。これまで特許料、審査請求料の減免措置等の大学への支援措置により、このような産学連携の促進が図られ、また技術移転の基本的環境は整備されてきた。



特許庁においては、大学において知的財産に関する研究が盛んに行われることが重要であるとの認識の下、大学における産学連携知的財産研究推進事業を実施しているほか、将来の知的財産政策を担う人材の育成という観点から、我が国の研究者の外国研究機関への派遣、外国研究者の我が国研究機関への招へい等国際共同研究事業を行っている。

また、大学が研究成果である発明を適切に権利化するための支援という観点から、上記減免措置に加え、大学等への弁理士等派遣事業 (次頁参照) を開始したところである。

今後は、①において述べたような大学における特許出願・管理体制の構築への支援策として、大学に対して知的財産管理についての専門性を有する者を派遣することによる人的支援等を展開していくことが必要である。

弁理士等派遣事業について

特許庁では発明協会の協力のもとに、本年度より承認TLO傘下の大学に弁理士を派遣し、特許出願から管理、契約、訴訟等を含めた知的財産権全般に係る相談業務等を実施している。「相談の受付」、「発明相談会開催」、「個別訪問・シーズ発掘」、「研究会等への弁理士の参加」など多様なニーズに応じている。

(2001年8月末までに、29大学、69回実施)

事業概要

